

## 林業・木材製造業労働災害防止協会会計規程（抜粋）

（随意契約の要件）

第 49 条 契約担当役は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
- (2) 災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないとき。
- (3) 現に履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物品の購入に関する契約でこれを他の者に分割して履行させることが不利であるとき。
- (4) 業者が連合して不当な競争をするおそれがあるとき。
- (5) 随意契約によるときは時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込があるとき。
- (6) 急速に契約するのでなければその機会を失うおそれがあるとき又は著しく不利な価格その他の条件をもって契約を締結しなければならないおそれがあるとき。
- (7) 協会の行為を秘密にする必要があるとき。
- (8) 官公署と契約するとき。
- (9) 予定価格が 250 万円を超えない工事若しくは製造をさせるとき。
- (10) 予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (11) 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (12) 予定価格が 50 万円を超えない財産を売り払うとき。
- (13) 予定賃借料の年額又は総額が 30 万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (14) 前号以外の契約で、その予定価格が 100 万円を超えないとき。
- (15) 運送又は保管させるとき。
- (16) 外国で契約するとき。
- (17) その他競争に付することを不利とする特別の事由があるとき。